

# 住宅改修Q & A

給付対象とされている工事であっても、全て無条件で対象になるわけではなく、住宅改修を行う理由が必要です。また、それぞれの工事には目的が定められています。「住宅改修理由書」を作成する方はご本人の身体状況や介護状況を確認して工事が必要な理由や用途を判断して記入してください。  
よくある質問を掲載しますので、ご覧いただき判断に迷う場合は必ず介護保険課に確認してください。

	質 問	回 答
手すりの取り付け	既存の手すりが老朽化してガタついているので、取替工事をしたい	単に老朽化したという理由では、給付対象外。本人の身体状況の変化により高さが合わない、しっかり握れない等の理由であれば給付対象となります。
	椅子やペーパーホルダーと一体になった手すりの取付	手すり部分のみ給付対象。手すり以外の部分との金額の按分ができれば取付可能な場合があります。（*用途により、個々の判断が必要です。事前にご相談ください）
	手すり取り付けの下地補強の際、張り替えが必要になった壁紙費用は	手すり部分の範囲（必要最低限）のみ給付対象。壁全体を張り替えた場合は面積按分をしてください。
段差解消	段差解消機、階段昇降機の設置	動力により床段差を解消する機器を設置する工事は介護保険住宅改修の支給対象外です。
	上がり框の段差解消ための踏み台の設置	固定されているものは給付対象です。
	段差を解消するために、浴室用にすのこを制作して設置したい	浴室にすのこは、特定福祉用具の浴室にすのこ（浴室に置いて浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となります。
	ユニットバスの請求方法	ユニットバス全体の費用は給付対象にはなりません。該当部分のみを按分して工事内訳書に記載すれば給付対象となります。全体の工事費用と介護保険対象工事双方の金額がわかるものを添付してください。（按分についてはメーカーにご相談ください）
料等滑ののり変たの防の止床及びは移動路の面円の滑材化	滑り防止のため床材の変更をしたい	使用する床材が防滑効果のあるものであれば、ご本人の身体状況により給付対象となります。工事見積書に使用床材のメーカー名、型番を記載してください。
	畳等からフローリングに変更をしたい	ご本人の居室の改修で、車いすや歩行器を利用している場合は給付対象となります。それ以外のご本人の歩行状況により判断しますので事前に介護保険課にご相談ください。

引き戸等への扉の取替	吊元の変更	ご本人の身体状況に応じて必要であれば給付対象となります。（布製カーテンは給付対象外）
	ドアノブの交換	
	引き戸、折れ戸、アコーディオンカーテンへの取替	
	扉の取替に伴う間口の拡張	車いす利用のためなどご本人の身体状況に応じて必要であれば、給付対象となります。（あくまでも扉の取替の付帯工事のため、拡張工事のみでは給付対象外）
	扉の取替に伴うトイレの拡張	扉の取替については、給付対象となりますが、トイレの拡張工事については身体状況に応じた理由があっても給付対象外となります。
洋式便器等への便器の取替	和式便器から洋式便器への取替	ご本人の身体状況に応じて必要であれば給付対象となります。
	便器の位置や向きの変更	
	洋式便器を洗浄機能付きの洋式便器に取替	介護保険制度において、便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合を想定しているため、清潔保持が目的の場合は支給対象外となります。
	洋式便器を高さの違う洋式便器に取替	福祉用具の補高便座の使用を優先しますので、基本的には給付対象外となります。福祉用具が使用できない理由がある場合はご相談ください。
その他	入院・入所中の住宅改修	退院（所）予定が決まっている場合は事前申請をすることは可能です。（ご本人の一時帰宅時等に身体状況に合った改修ができるように確認をすることが望ましい。）事後申請は退院（所）後でないといけません。先に工事をして帰宅できなくなってしまった場合は給付対象外となりますのでご注意ください。
	介護認定中の住宅改修	認定申請後であれば、事前申請をすることは可能です。事後申請は認定結果が出ないとできません。先に工事をして介護度が出なかった場合は給付対象外となりますのでご注意ください。
	賃貸住宅の退去時の改修費用（原状回復）	介護保険住宅改修の給付対象外となります。
	負担割合の基準日	住宅改修費の支給については、領収書の日付で判断します。
	複数箇所自宅がある場合	住民票のある住所でのみ介護保険住宅改修ができません。